

20240119保局第2号  
令和6年1月19日

都道府県・政令指定都市  
液化石油ガス担当部（局） 御中

経済産業省産業保安グループガス安全室

保安業務の実施に係る技術的能力の基準等の細目を定める告示（平成九年通商産業省告示第百二十二号）第二条第三号ロ前段の規定の適用について（事務連絡）

液化石油ガス販売事業者は、令和6年能登半島地震における支援活動に関し、下記の条件を満たす消防署（上部組織を含む。）等に対しては、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）第二十七条第一項第四号に掲げる保安業務の実施に係る標記規定の「保安業務に係る一般消費者等の供給設備及び消費設備には原則として三十分以内に到着し、所要の措置を行うことができる体制を確保すること。」における例外に該当するものとして、当該体制の確保を要しないことを確認する。

記

- ・ 上記支援活動を行うに当たって、ガスの漏えい・爆発・火災時等に災害の発生の防止、災害の鎮圧又はそれによる被害の拡大防止のため必要な措置を自ら講ずることについて、当該液化石油ガス販売事業者と合意した場合

○本件に関する問合せ先

経済産業省産業保安グループガス安全室

電話：03-3501-1511（内線：4931）

メール：bz1-lpg-gasanzenshitsu★meti.go.jp

※ [★] を [ @ ] に置き換えてください。